

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 51 2015年4月10日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判は最高裁へ】 提訴から10年 3ダム栃木訴訟は 高裁の不当判決の差し戻し、なるか

3ダム栃木訴訟の弁護団は、2014年1月27日の東京高裁不当判決を受けて最高裁に上告中。現在は最高裁第三小法廷で審理されていると思われる。

1都5県のハツ場ダムをストップさせる訴訟は、現在すべてが最高裁にゆだねられており、「東京高裁の6つの不当判決をすべて高裁に差し戻せ」との判決を得るべく、最後まで諦めず、今後の最高裁の動きを注視したい。

詳細はハツ場ダムをストップさせる市民の会ホームページ参照 <http://www.yamba.jpn.org/>

2015年度総会のお知らせ

ムダなダムをストップさせる栃木の会の2015年度総会を下記の通り行います。
会員はお誘い合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日時：2015年5月22日（金）18:00～18:30

場所：栃木県弁護士会館

議題：(1) 2014年度の活動報告

(2) 3ダム訴訟の概要と今後の展望

(3) 2014年度会計報告及び監査報告

以上

「栃木県水道ビジョン」は「ダムありき」だ

会員 高橋比呂志

栃木県は、2015年3月10日に「栃木県水道ビジョン」(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/houdou/documents/suidouvision.pdf>。以下「県ビジョン」という。)を策定しました。県ビジョンは、「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」(2014年3月19日付け厚生労働省健康局水道課長通知)を策定の根拠とし、「(1983年に策定した)「栃木県水道整備基本構想」を全面的に見直した「栃木県水道ビジョン」としてとりまとめる」ことが目的とされ

ています。

しかし、県ビジョンには、広域的水道整備計画策定の前提としての圏域再編の意義があり、県南地域での水道用水供給事業の認可取得に向けた手続を進め、2012年6月以来凍結状態にある思川開発事業に係る検証作業の停滞を打開するねらいがあるとも思え、「ダムありき」で書かれた印象を受けます。読後に感じた矛盾や疑問のうち主なものを記します。

◇策定過程に透明性がない

2015年4月1日現在、「都道府県水道ビジョン」と位置づけられるものは12しかなく、栃木県の策定は、多分11番目の早さです。栃木県は、なぜ急いだのでしょうか。

県ビジョンの策定過程は公表されておらず、不明です。1月にパブリックコメントを実施しましたが、ほとんどの県民は気づかず、意見提出者は5人でした。

熊本県では、熊本県水道ビジョンの「策定の経緯」を公表しており、学識経験者を入れた検討委員会会議が4回開催され、市町村説明会が開催され、公明正大に策定されました。秋田県でも秋田県水道整備基本構想検討委員会を設置して検討しました。

報道によると、県ビジョンでも「有識者への意見照会」は行われたようですが、有識者が誰なのかは不明です。県ビジョンには、「事業内容を積極的に開示し、透明性の高い事業を実施する。」(p80)と書かれていますが、指導する側が透明性の高い事業を実施していません。

◇経営環境が厳しくなるならダム事業への参画は矛盾

「今後は、人口減少に伴う給水収益の減少と水道施設の耐震化や更新に伴う支出の増加によって、さらに経営環境が厳しくなることが予想される。」(p67)と言いながら、効果が不明な水源転換のために栃木県が64億円を投じて思川開発事業に参画して広域水道事業を始めることは矛盾していると思います。

◇地盤沈下は栃木県の課題ではなかったのか

栃木県は、思川開発事業に係る住民訴訟において地盤沈下と地下水汚染の懸念こそが栃木県が思川開発事業に参画して県南地域の水源転換を図る理由であると主張していたのに、県ビジョンに「地盤沈下」の文字はありません。県南地域の「主な課題」(p88)に「地盤沈下」も「地下水汚染の懸念」も挙げられていないことは理解できません。

◇地下水汚染対策にダム水を勧めるのは矛盾

県南地域での水源水の汚染の懸念への対応として「総トリハロメタン、有機物(TOC)、無機物については、適切に浄水処理が行えるよう注意を払う必要がある。」(p71)と言うのですから、地下水汚染についても「適切に浄水処理」を行えばよいはずなのに、「平成24年度に策定した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」に沿い、地下水依存率の高い地域における表流水とのバランスを確保できるよう表流水への一部転換となる広域的水道整備を推進する。」(p88)という目標を示すことは矛盾しています。そもそも地下水汚染が危惧されるというなら、表流水の汚染も危惧されるので、表流水を確保した分の地下水源を放棄することは、リスクを低減させることにならず、かえって渇水リスクという別のリスクを増大させることにもなるという点でも、地下水汚染の危惧は思川開発事業に参画する理由になりません。

◇供給量が記述されていない

「都道府県水道ビジョン」作成の手引き(厚労省作成)には、「将来における水道水の需要量の推定と供給の見通しについて記述する。」(p10)とされており、この記述は重要項目だと思いますが、県ビジョンには「供給の見通し」についての記述がありません。また、「なお、現状において需要に対し供給量の見通しが立っており、将来に向けて需要の伸びが予想されない圏域については、現行の供給量又は削減される供給量を算出することに十分留意する。」というルールにも従っていません。供給の見通しを示さない県ビジョンには重大な欠陥があると思います。

◇県南地域広域圏の設定は妥当か

県ビジョンは、県南地域広域圏（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町）について、「本地域では、現在各市町とも個別に水道施設を整備し経営しているが、水源としては、地域上流地点以外に適地が望めないことから、一体の圏域として上流部に水源を求め有効かつ合理的利用を図っていく必要があることも考慮し、圏域を設定した。」とありますが、何を言っているのか理解できません。上記住民訴訟で県職員が、渡良瀬川水系の足利市と佐野市が草木ダムに保有する未利用水を思川水系の市町に融通することは現実的でないと証言しているのですから、思川水系に係る地域と渡良瀬川水系に係る地域を「一体の圏域」とすることには無理があると思います。

◇漏水率の高さを無視するのか

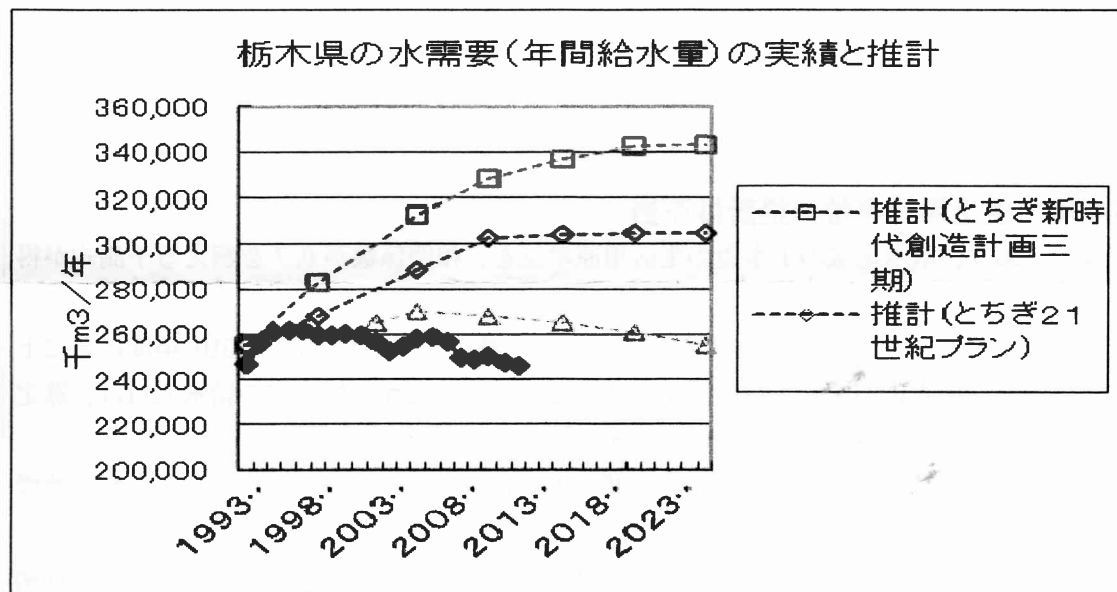
「図 7.5 老朽化と維持管理に関連する業務指標」（p69）のグラフは、漏水率の2011年度全国中央値が2%程度であるのに対し、県南地域広域圏では12%程度であり、また、県内他地域よりも高いことを示していますが、そのことについての記述がなぜか全くありませんが、不当ではないでしょうか。

◇またしても過大予測

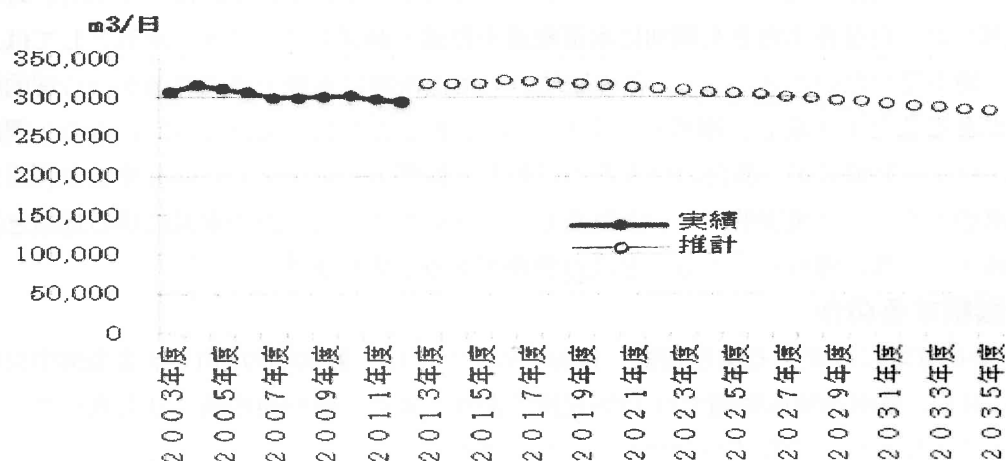
栃木県は、下図のとおり、総合計画において過大な水需要予測を繰り返しており（実績値は「栃木の水道」から）、県にはそもそも予測をする能力も資格もないと思います。

県ビジョンにおいても、下図のとおり、県南地域広域圏の上水道の1日最大給水量は、ほとんど減らないと推計しており、2035年度は281,985 m³/日で2012年度の実績値294,951 m³/日より4.4%しか減らないという推計は、当該広域圏の人口が16%以上、給水人口が12%以上も減少すると県自身が推計していることから非常識なものです。

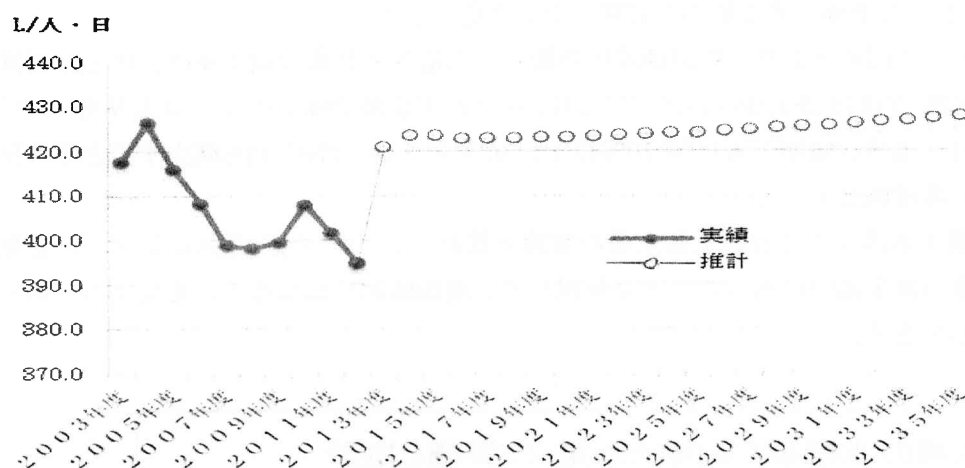
「栃木県南地域広域圏上水道1人1日最大給水量の実績と推計」（下図。出典は県ビジョン）を見ても、1人1日最大給水量が減少傾向にあったことを無視して、増加傾向に転じることを見ても、県の推計がいかに異常かが分かります。



栃木県南地域広域圏上水道1日最大給水量の実績と推計



栃木県南地域広域圏上水道1人1日最大給水量の実績と推計



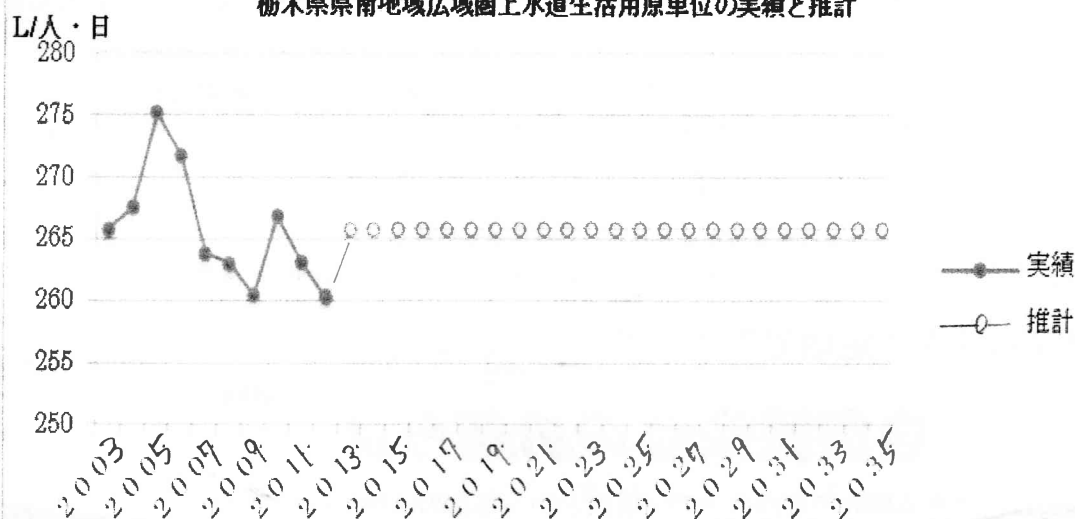
◇県南地域広域圏の生活用原単位の推計は不当

栃木県は、下図のとおり、県南地域の上水道の生活用原単位を、相関係数が0.7を超える予測式が得られないことを理由に、これまでの減少傾向を無視して過去10年間実績値の平均値(265.8L/人・日)と推計しましたが、極めて不当です。2005年度をピークとして減少していたのに、2010年度に急に上昇した原因は、同年度から栃木市が給水人口の算定方法を変えたからです。栃木市の給水人口は、算定方法を変えた結果、2009年度より11,783人も減少しました。

栃木市の給水人口の算定方法を統一すれば、県南地域の上水道生活用原単位は、なだらかな減少曲線を描くはずです。

上記の事情を知悉しながら敢えて考慮せずにした県の推計に科学性はなく、需要量を水増しする意図があったと言われても仕方のないものでしょう。

栃木県南地域広域圏上水道生活用原単位の実績と推計



◇未普及地域の解消は現実的か

全地域において「水道事業者は未普及地域の解消に努める」ことを目標として示していますが、現実的とは思えません。現在、給水区域でない地域は過疎地であり、今後更に過疎化が進むでしょう。そこに水道管を引いて水道経営が成り立つでしょうか。国の「新水道ビジョン」には、水道未普及地域には、水道管を引くことだけが解決策ではないと書かれており、未普及地域の解消にこだわるのは、国の方針にも反すると思います。

◇「活用を図る」に本音がうかがえる

県南地域の課題への対応策に「新たに開発される水源の活用を図り、将来的に安定した水道の供給方策を検討する。」(p88)とありますが、主体性の感じられない表現です。明確な目的があつて南摩ダムの水を買うのではなく、買うことが決まってしまったので、せいぜい無駄にしないように、活用方法を検討しようという本音がうかがえるニュアンスです。

これから活用方法を検討するくらいなら、思川開発事業から即刻撤退すべきです。

◇水源余裕率が高くなりすぎることへの警鐘を鳴らすべきだ

県ビジョンは、熊本県水道ビジョンと違い、水源余裕率について分析しておらず、方向性を十分に示していません。水源余裕率とは、 $[(\text{確保している水源水量} / \text{一日最大配水量}) - 1] \times 100$ であり、最大需要量に対してどれだけゆとりを持って水源を確保しているかを示すもので、渇水に対する安全度を示す指標です。数字が大きければ大きいほど安全度が高いのですが、反面、経営の健全性を害します。

県南地域の上水道における 2012 年度の計画 1 日最大取水量は 427,053 m³/日で、同年度の 1 日最大給水量は 294,951 m³/日、2035 年度の計画 1 日最大給水量は 281,985 m³/日です。つまり、現在の計画 1 日最大取水量を基準とすると、水源余裕率は 45% から 51% に上がります。県の推計は過大ですから、実際はもっと高い余裕率になります。水源余裕率が高くなりすぎることへの警鐘を鳴らさない県ビジョンは無責任だと思います。

◇熊本県水道ビジョンとは大違い

熊本県水道ビジョンには、「本県は水道用水の約 8 割を地下水に依存していますが、将来悪化が懸念される水質課題項目の濃度上昇が継続した場合、現状の浄水処理方式では水質基準値の遵守が困難となることも考えられます。」(4-44)と書かれており、水質悪化が懸念されるとしても、基本的には浄水処理方式を変えることで対応できるという姿勢が読み取れます。

また、「地下水は水利権を必要とせずの開発できるため、水道用水として欠かすことの出来ない貴重

な水源となっています。」「本県では平成 24 年 4 月に熊本県地下水保全条例を改正し、県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう、地下水の更なる保全に努めています。」とも書かれており、貴重な水源である地下水を保全しながら使う姿勢が示されています。

熊本県は、「地下水利用比率の高さ」自体を問題視したり、「地下水依存率の高い地域における表流水とのバランスを確保できるよう表流水への一部転換となる広域的水道整備を推進する。」という目標を示したりしていません。地下水 100%の水道を敵視する栃木県とは大違いです。

南摩ダム建設予定地で第 19 回

自然観察会のお知らせ

前回までの観察会は南摩ダム建設予定地の中の、栗沢という集落の跡地で行なっていました。ダムの本体工事はまだ始まっていませんが、県道の付け替え工事は着々と進んでおり、橋やトンネルもかなり進んでいます。栗沢には工事用の道路が通っており、現県道周辺の地形もかなり変わってきました。観察会を安全に継続できるか危ぶまれるため、今回から観察地を西之入地区に変更します。水資源機構が「希少種の植物を保全する目的で移植した」という場所が目的地となります。沢沿いの集落跡地を約 1 km 歩いて行きます。栗沢とはまた違った穏やかな里山の風景が広がる西之入一帯で野鳥・春の蝶・水生昆虫など自然観察を楽しみたいと思います。

ダムの本体工事が始まるまで、残された時間はわずかですが、南摩の自然の復元、地域再生、ムダな公共事業について考えてみませんか。

南摩ダム建設予定地で春の観察会

日 時：4 月 25 日（土）9 時～小雨決行

集 合：鹿沼市上南摩・室瀬バス停付近

持ち物：昼食、飲み物、観察用具適宜

参加費：200 円

主 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木

思川開発事業を考える流域の会・水環境条例制定ネットワーク

問合せ：各団体事務局

2014 年度会費納入のお願い

すでに 2015 年度に入っていますが、2014 年度の会費（2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）が未だの方に振込用紙を同封させていただきました。2015 年度会費につきましては、次回事務局だよりに振込用紙を同封させていただきます。行き違いとなりましたらご容赦ください。なお、カンパも大歓迎です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町 472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000 円

郵便振替口座：00140-1-500609